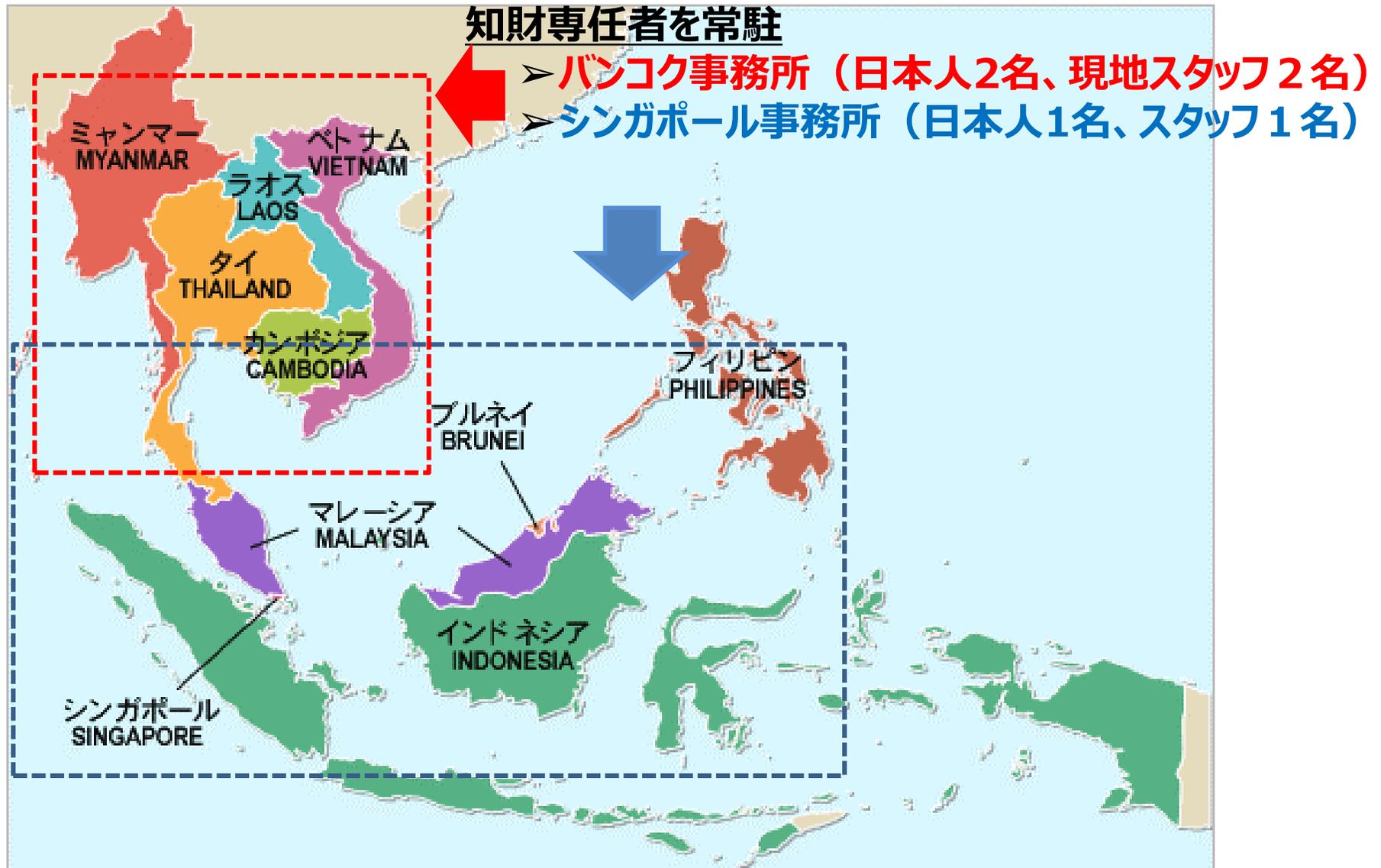


# タイにおける著作権を中心とした 知財権のエンフォースメントの状況

2019年11月28日

JETROバンコク 加藤範久



## 対象国：

ASEAN10カ国

特にメコン地域（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）

## 主な業務：

- ① 知的財産制度に関する情報の調査およびその広報
- ② 日系企業等への知財に関する法律的な助言  
（ブリーフィング対応）
- ③ 知財に関するセミナー開催  
（日系企業向け、政府機関向け、現地人向け）
- ④ 東南アジア知財ネットワーク（SEAIPJ）の事務局  
（会員向けに知財情報を発信、現地WG活動のサポート）
- ⑤ 現地政府当局へのロビーイング活動  
（知的財産庁、警察、税関、裁判所、検察等）

## 2018年度

- ・カンボジア、ラオスにおける知的財産の権利執行状況に関する調査
- ・アセアン各国の法律事務所調査
- ・アセアン主要国における産業財産権データベース調査
- ・ラオス、カンボジア、ブルネイ、ミャンマーの税関における知財関連法規・運用実態調査
- ・タイ、ベトナム、インドネシアにおける特許出願明細書の翻訳品質調査
- ・ベトナムにおける知的財産の審判等手続に関する調査
- ・インドネシアにおける特許法等法令の解説文の効果に関する調査

## 2019年度

- ・アセアン各国の**法律事務所**調査
- ・アセアン主要国における産業財産権データベース調査
- ・タイの模倣品流通実態に関する調査
- ・アセアン主要国における**インターネット上の知財保護**に関する調査
- ・アセアン主要国における知財鑑定に関する調査
- ・アセアン主要国における商標冒認出願の実態調査
- ・アセアン主要国における商標の識別性に関する調査
- ・CLMにおける知財出願統計調査



## 主な相談内容

- ASEAN地域における知財状況
- タイ特許出願の遅延に対する対応策
- エンフォースメント（模倣品対策等）
- タイでビジネスを行う際に気をつけるべき点



- ① 知財権の取得、タイ知財局への商標保護申請（冒認商標、模倣品対策）
- ② 退職後の秘密漏洩防止については、労働契約・就業規則へ明記
- ③ ソフトウェア管理（従業員による海賊版ソフトの使用防止）

### タイの日系3社で違法ソフト摘発、被害額4400万バーツ 2012年12月11日(火)

タイ警察は7日、今年10月に東部チョンブリ県イースタンシーボード工業団地の日系企業2社と中部サムットプラカン県の日系自動車部品メーカー1社で独シーメンス製のソフトウェアの違法コピー、計4440万バーツ相当を摘発したと発表した。今年1-11月にタイ警察が違法コピーの使用を摘発した企業は173社、被害額は4億2000万バーツ相当。《newsclip》

- ブリーフィングサービスは以下ジェットHPより申込み可。  
<https://www.jetro.go.jp/services/briefing/>

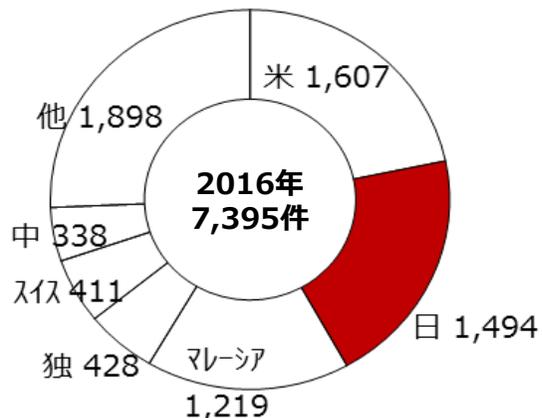
# タイにおける特許出願数の日系企業からの出願が 占める割合（2017年）

# 1. はじめに ASEAN主要国の特許出願状況

## インドネシア (2016年)



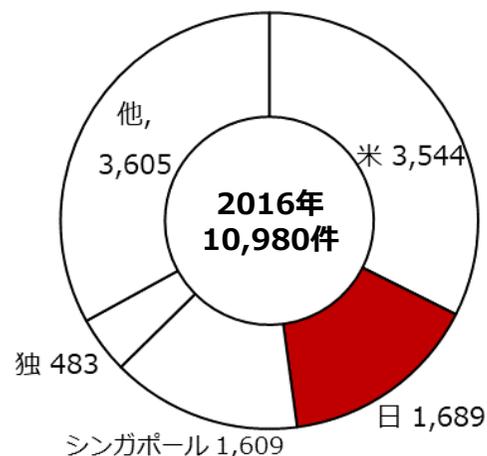
## マレーシア (2016年)



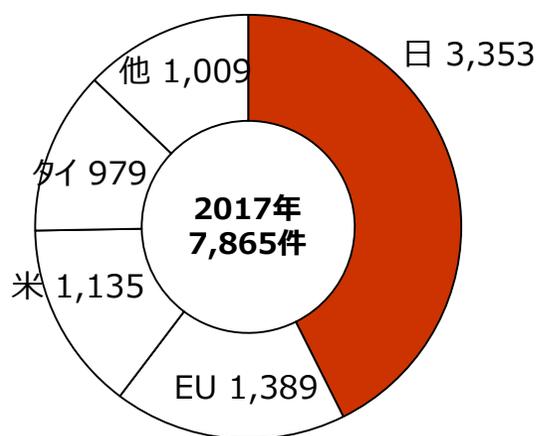
## フィリピン (2016年)



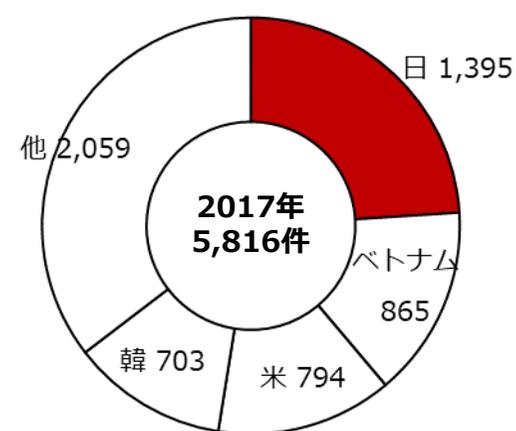
## シンガポール (2017年)



## タイ (2017年)



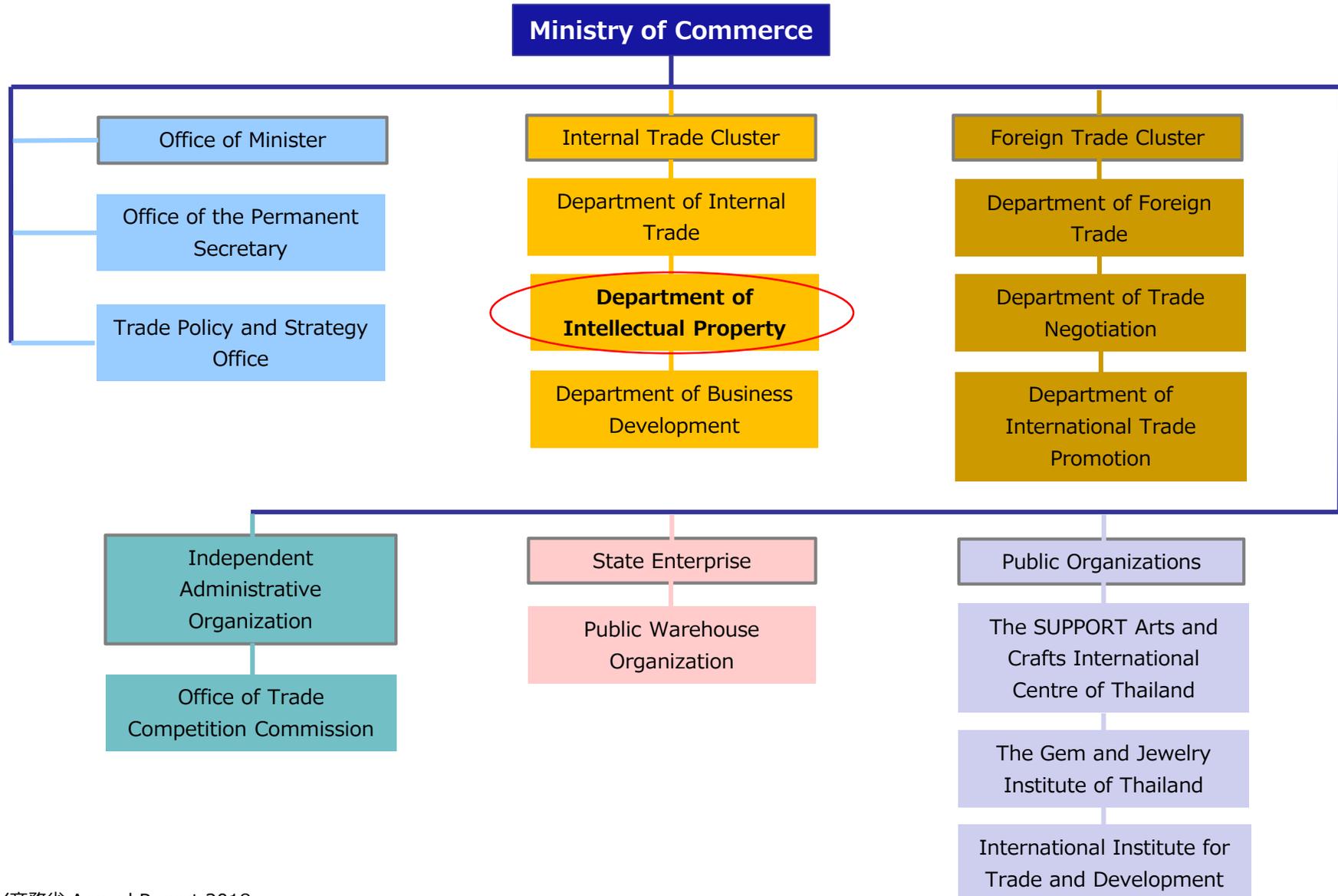
## ベトナム (2017年)



出典：WIPO統計、各国ANNUAL REPORTから作成。データ不備等あるため注意。

※Vietnamのみ  
：特許+実案

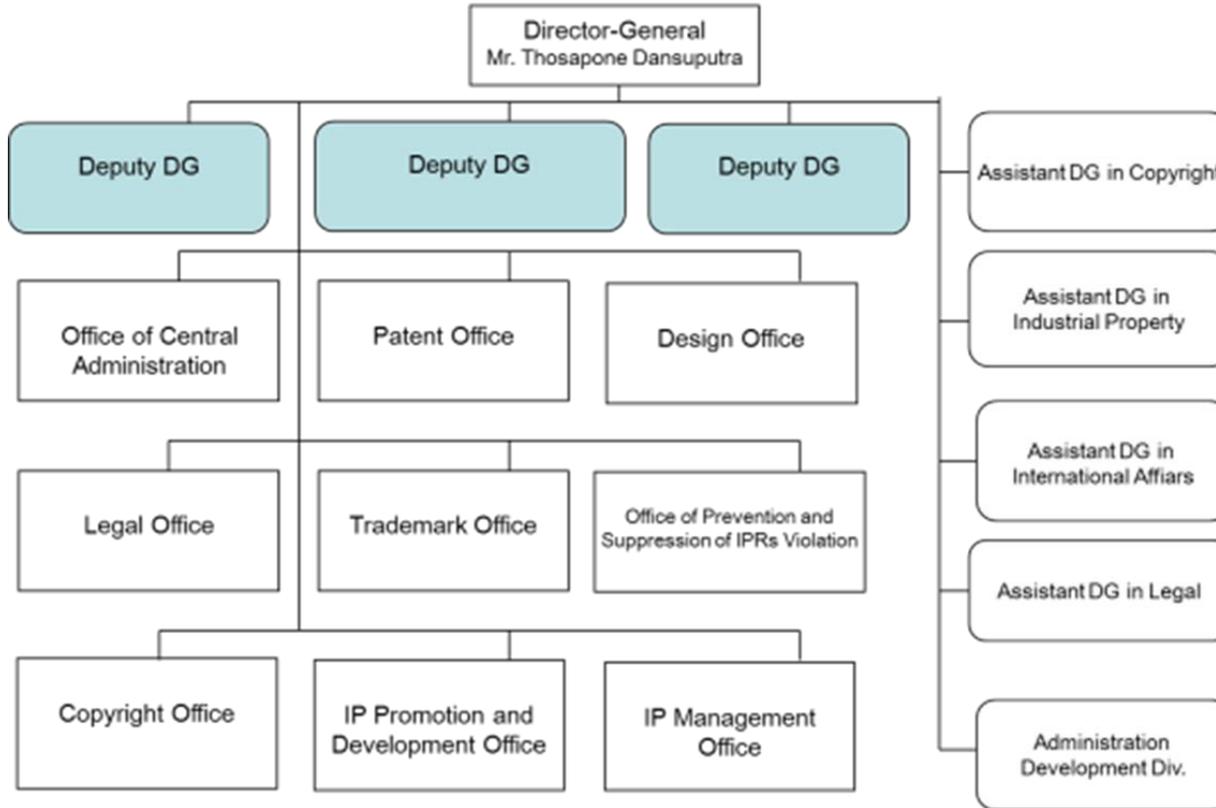
# 1. はじめに タイ知的財産局とは



出典: タイ商務省 Annual Report 2018

# 1. はじめに タイ知的財産局とは

Organization Chart of the Department of Intellectual Property)



	2017年現在
管理職	17
特許審査官	88
意匠審査官	20
商標審査官	24
リーガルオフィサー	41
アシスタント職員	129
その他	186
<b>合計</b>	<b>505</b>

# 1. はじめに タイ 20年知財ロードマップ（2016年策定）

2016年～2021年 **権利化期間の短縮・知財侵害への取締強化**  
2022年～2036年 知財の利用促進  
2016年～2036年 GIの保護

2016

知財の登録及び保護の効率改善・登録期間の短縮  
レッドゾーンにおける知財侵害品の根絶  
GI製品の品質管理向上支援

2017-  
2021

**権利化期間の短縮**と手続の簡素化  
レッドゾーンにおける**知財侵害品の完全な根絶**  
国際標準に沿う知財保護サービスの提供  
企業における知財管理とイノベーションの啓発  
GI製品への高付加価値化

2022-  
2026

製品やサービスの価値を増やすためのツールとしてのイノベーションと知財の使用  
企業間の技術交換の促進  
仕事のさらなる効率化のための組織の調整  
知財侵害に対する予防及び抑止に関する情報の集積  
GI製品の国際市場への参入

2027-  
2031

タイの知財の国際化 – タイ企業及び輸出事業者が製品の輸出国で知財保護を受けることができるように、  
商業化のためのタイ企業の知財データベースの利用促進  
知財侵害に関する情報の提供と知財侵害から保護するための抑制課の役割の調整  
GI製品の国際市場における促進と支援方法の確立

2032-  
2036

知財権の獲得及び財政的有利のための知財の利用の促進  
タイが、知財と高度な技術を利用する発明と産業のための基盤となることを可能とする、知財の登録システムのさらなる改善  
GI製品による収入の安定性確保

# 1. はじめに タイランド4.0

- ◆ 「タイランド4.0」は中所得国の罠を回避するため、産業の高度化、高付加価値化を図り、環境と社会の不均衡に対処すべく、ターゲットとなる**10の重点産業への投資拡大**を図るとともに、持続可能な経済成長の実現を目指すタイ政府のビジョン
- ◆ タイ投資委員会（BOI）は、「タイランド4.0」の実現に向け、「投資奨励法」の改正及び「特定産業競争力強化法」を制定（2017年1～2月）

## ◆タイランド4.0のイメージ

### Thailand 1.0

・農業

### Thailand 2.0

・軽工業  
・低賃金労働

### Thailand 3.0

・重工業  
・輸出促進  
・海外からの直接投資

### Thailand 4.0

・次世代自動車  
・スマートエレクトロニクス  
・デジタル&ウェルネスリズム  
・先進農業&バイオテクノロジー  
・食品関連  
・自動化&ロボティクス  
・航空  
・バイオ燃料&バイオ化学  
・デジタル  
・医療&ヘルスケア

## ◆タイランド4.0に向けた6つの知財政策

### ①知財の創造

- ✓ 特許情報活用促進
- ✓ 知財活動支援を行うIDEセンターの設立

### ②知財の保護

- ✓ 知財登録制度の改善

### ③知財の活用と商業化

- ✓ 研究開発、ビジネスマッチング、知財評価等の支援  
(例：IP Martの開設)

### ④知財の権利行使

- ✓ 模倣品対策における省庁横断的な協力

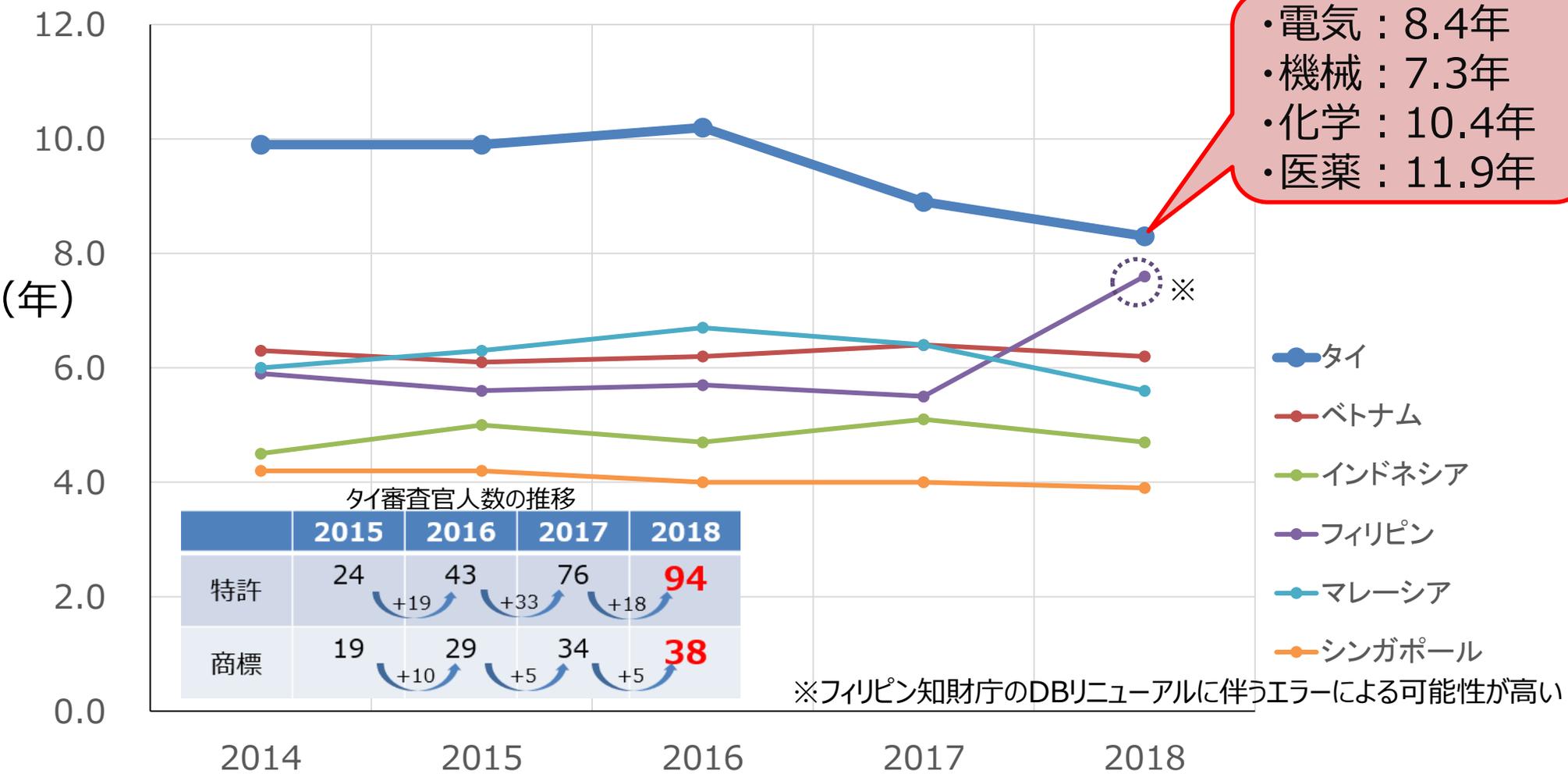
### ⑤GIの保護

- ✓ “一県一GI”運動
- ✓ GIデータベースの構築

### ⑥遺伝資源、伝統的知識等の保護

- ✓ 省庁横断的なデータベースの構築

# 1. はじめに 権利化期間（特許）



- 依然として審査遅延の問題は残るが、**タイについては急速に改善**されつつある。
- (16年) 10.2年, 登録1837件 ⇒ (18年) 8.3年, 登録3799件

# 1. はじめに 知財関連法の改正 特許法等

○特許法（発明、小発明、意匠含む）

⇒主に審査期間の大幅短縮を目的とした改正案について、  
2017年5月に第1回パブコメ、2018年1月末に第2回パブコメ。

☆特許法（発明特許）は2019年改正予定、その後、意匠特許を改正予定（2019年以降）。

## 発明特許： 権利化前

- ①出願公開時期の法定化
- ②自発分割の導入
- ③審査請求の出願日基準化
- ④新規性の世界公知基準の明確化

## 発明特許： 権利化後

- ①登録後の誤記訂正
- ②ライセンス登録制度の緩和
- ③ライセンス登録閲覧の制限

## 意匠特許

- ①権利期間の伸長（10年→15年）
- ②部分意匠制度、関連意匠制度の導入
- ③自発補正、分割の導入
- ④公開遅延請求制度の法定化
- ⑤ハーグ協定への対応

- 日系企業からの要望が概ね反映。
- 一方で、「職務発明制度による報酬の算定基準が不明瞭」、  
「タイで第一国出願をする場合に外国語で特許出願することができない」、  
「登録後の誤訳訂正が認められるか不明」など、  
課題は依然として残されている。

# 1. はじめに 知財関連法の改正 商標法等

## ○商標法

⇒主に非伝統的商標（音商標など）、標章の国際登録に関するマドプロ加盟等の対応を目的として**2016年7月に改正商標法が施行**。

2017年9月より音商標の出願受付開始

同年11月よりマドプロ出願の受付を開始。

本国官庁 311件  
指定国官庁 12,967件  
(2019年9月19日時点)



## ○著作権法、コンピュータ犯罪法

⇒インターネット上の模倣品販売業者への対策として、

**2017年5月にコンピュータ犯罪法が改正済**。同犯罪法では、**オンライン上の知財権侵害**に対処するための**執行措置を含む簡易的な解決手段が導入**。

⇒また、著作権法の改正予定。2018年2月、2019年9月にパブコメ。

同改正案にはさらなる保護強化を目的として、

**ノーティスアンドテイクダウン制度**が盛り込まれる予定

Source: タイDIPとの意見交換

ノーティスアンドテイクダウンとは、ショッピングサイト等のインターネットサービスプロバイダが、権利侵害を主張する者からの通知に基づき、権利侵害情報であるか否かの実体的判断を行うことなく当該情報の削除等の措置を行うことで、当該削除に係る責任を負わないこととするもの。

- ✓ 現行法のベースは1994年制定の著作権法(Copyright Act, B.E. 2537)

<b>権利保護の範囲</b>	文学、映画、放送作品、パフォーマンスを含む文芸、美術、音楽分野における独創的な表現（ <b>コンピュータープログラム</b> を含む）。 二元主義（著作財産権と著作者人格権）
<b>保護取得方法</b>	著作権は創作時点において自動的に発生する。権利の発生要件として知財局への登録は不要。（ただし、知財局に著作権登録を行うことは可能であり、登録書は自らが著作者であることの一定の証拠となる。）
<b>権利範囲</b>	複製、公開または改変することを防止する権利
<b>権利有効期間</b>	創作時から創作者の死亡年の年末以降50年間（更新不可）

## 2. タイの著作権法 著作権関連法の特徴 ～日本との比較

	タイ	日本
職務著作	<p>原則、従業員に帰属</p> <p>著作権法第9条 雇用の過程において著作者により創作された著作物の著作権は、文書による別段の合意がない限り、<b>著作者に帰属</b>する。但し、雇用者は、雇用の目的に従い、その著作物を公衆に伝達する権利をもつ。</p>	<p>原則、法人に帰属</p> <p>著作権法第15条 法人その他使用者の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、<b>その法人等とする。</b></p>
ノータイス&テイクダウン	不可	<p>可</p> <p>参考：プロバイダ責任制限法第3条</p>
サイトブロッキング	<p>可</p> <p>コンピュータ犯罪法第20条 以下のコンピュータデータが拡散した場合、担当官は大臣の承認のもと、裁判所にサイトのブロック命令又はデータ削除命令を要請することができる。 ①本法において犯罪を構成するコンピュータデータ ②タイ王国の秩序に悪影響を及ぼすコンピュータデータ ③<b>知財関連法において刑事罰</b>を構成するコンピュータデータ...</p>	不可

タイ知的財産局は、WIPO著作権条約への加盟を目的とした著作権法の改正案を公表。同改正案における主な改正点は以下のとおり。

(1) オンラインでの著作権侵害へのノーティスアンドテイクダウンに関するサービスプロバイダーの責任規定の追加

✓ 「サービスプロバイダー」及び「ユーザー」の定義の新設

✓ ノーティスアンドテイクダウンに関する責任規定を、サービスプロバイダーのサービスタイプ（データ処理、キャッシング、保管、サーチエンジン等）やノーティスアンドテイクダウンに関する社内ポリシー及び継続的な著作権侵害に対する対策等に応じて限定するように変更

(2) 著作権委員の任期の延長

著作権委員の任期に関する規定を、2年の任期満了後、後任の委員がその任務を開始するまでの間延期できるように変更。

(3) 写真の著作物に関する著作権の保護期間

写真の著作物に関する著作権の保護期間を、（現行法では著作後25年又は公表後50年であるところ）著作者の生存期間中及び死後50年間へ延長。

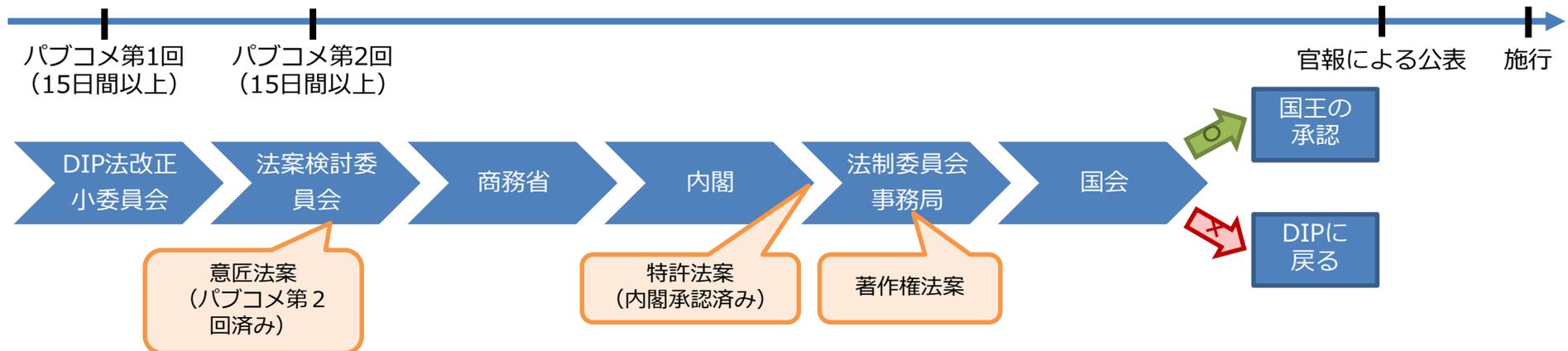
(4) TPMを回避するためのサービス等の利用者の責任

著作権対象物の複製・閲覧を制限する技術（Technology Protection Measures, "TPM"）を回避するためのサービス、商品又は装置のユーザーは、著作権侵害に該当する旨の規定を新設。

## 2. タイの著作権法 知財関連法の改正 現在の状況

	法律	公表日	施行日
2016	商標法 Trademarks (No. 3) Act B.E. 2559 (2016)	4月29日	7月29日
2017	コンピュータ犯罪法 Computer Crimes Act (No. 2) B.E. 2560 (A.D. 2017)	1月24日	5月24日
2018	著作権法 (マラケッシュ条約に係る規定) Copyright Act (No.4) B.E. 2561 (2018)	11月11日	2019年3月11日
2019	著作権法案 (ISPの責任の制限および世界的著作権機関の著作権条約への加入に係る規定) Copyright Act (No. ...) B.E. ...	未定	未定
	特許法案 Patent Act (No. ...) B.E. ...	未定	未定
	意匠法案 Industrial Design Act	未定	未定

改正中



### 3. 知財エンフォースメント 模倣品流通の実態

- 衣類、時計、バッグ、化粧品、電子部品、自動車部品など様々な模倣品が横行。
- 衣類、時計、バッグ等の外国人旅行客も購入するような模倣品は、バンコク市内の著名な通り、ショッピングセンター等で販売。
- 他方、自動車部品、電子部品の模倣品等は、バンコク以外にも各地で、様々な販売形態にて販売。
- タイ国内で製造される模倣品も存在するものの、タイ税関によると、タイで流通している模倣品の約90%は中国製。
- 実務上輸出品の差止がなされることは稀であり、中国から流入後、再び他国に模倣品が輸出されるケースもある。
- 国際知的財産権連盟（IIPA）によれば、タイにおいてソフトウェア産業に最も損害を与えているのは、職場におけるライセンスを受けていないソフトウェアや海賊版ソフトウェアを使用することであり、2010年のタイのパソコンソフトの違法コピー率は73%と推定。



海賊版映画のDVD



模倣化粧品

### 3. 知財エンフォースメント 3つのエンフォースメント手段

	刑事措置	民事措置（民事訴訟）	水際措置
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低コスト</li> <li>・比較的迅速</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差止めに加えて損害賠償請求が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低コスト</li> <li>・迅速</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損害賠償は得られない</li> <li>・有罪を認めると減刑になることが多い</li> <li>・刑事訴訟開始後の途中和解不可（著作権以外）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高コスト（1審） <u>数百万円～数千万円</u></li> <li>・判決が遅い（1審） <u>特許：1.5～3年</u> <u>商標：1～1.5年</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許・意匠は対象外</li> <li>・差押え、破棄後の刑事措置不可（罰金支払に応じない場合は除く）</li> <li>・罰金の抑止効果は高くない</li> </ul>

- コスト・期間の観点から、模倣品対策として**刑事措置が主流**となっている。
- 民事訴訟の件数は少ないが、競合他社との争いでは民事訴訟が使われるケースもあり。
- タイ国内への流入を防止するため水際措置も有効。

（ジェトロ：ASEANにおける模倣品及び海賊版の消費・流通実態調査、タイにおける知的財産の権利執行状況に関する調査）

税関差止の対象となる知財権：商標権、著作権

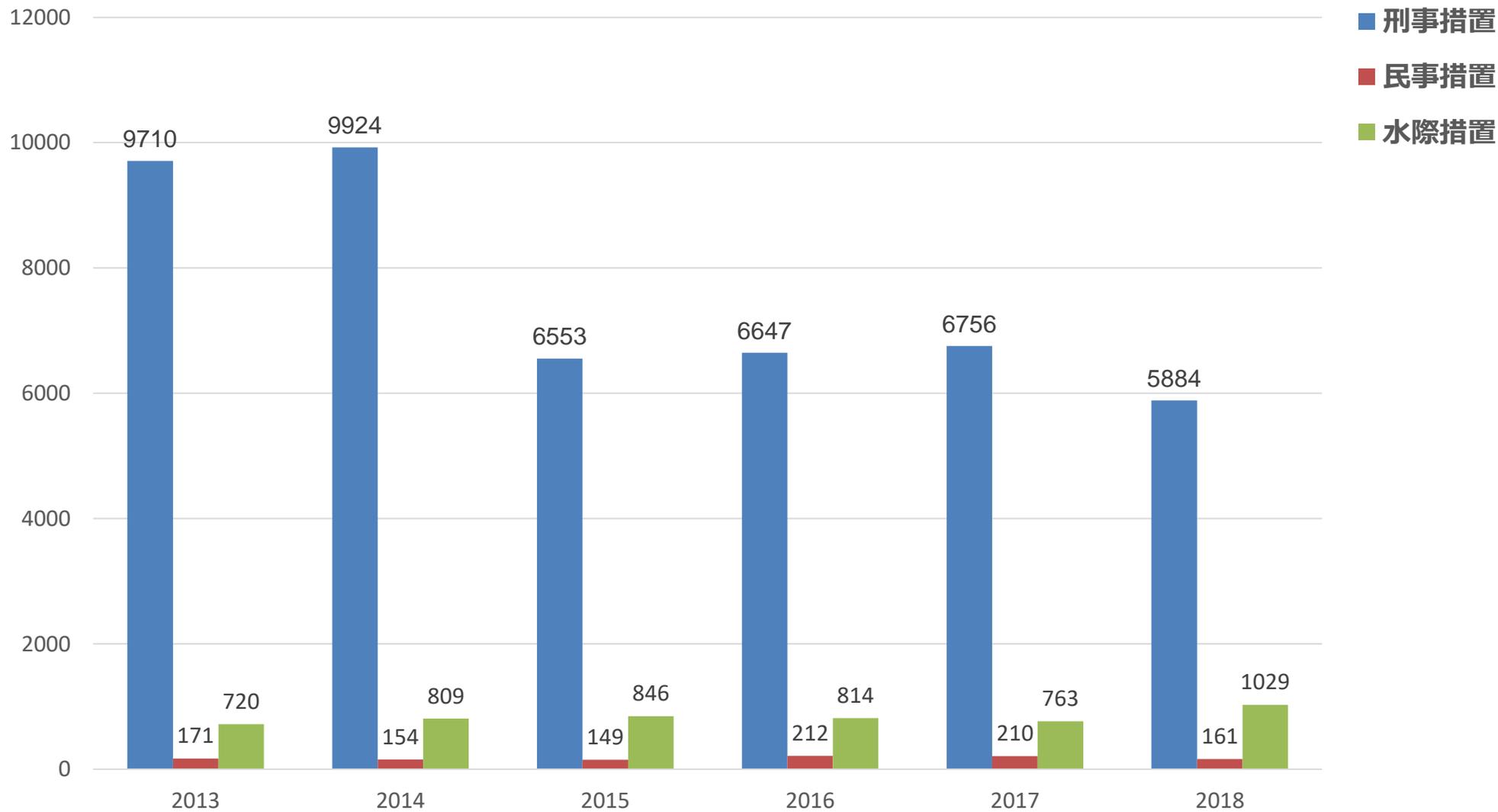
- 根拠条文：
  - 輸出入法第5条により発せられた輸出入品に関する商務省告示B.E. 2530 (1987年)
  - 輸出入法第5条により発せられた輸出入品に関する商務省告示(No. 94)B.E. 2536 (1993年)
  - 輸出入法第5/1条により発せられたタイを通過することが禁止された貨物に関する商務省告示B.E. 2559 (2016年)
  - 輸出入法及び関税法の規定は、商標権及び著作権を侵害する商品を含む貨物の、**輸入、輸出、通過、積替**を禁止する

税関登録制度	有
根拠法令	輸出入品に関する商務省告示B.E. 2530 (1987年)
登録対象	<b>商標のみ</b> (外国登録商標の権利者も申請可能)
登録申請先	知的財産局 (商標部商標登録官に申請)
登録に要する時間	1 ~ 2 週間
更新	商標が登録されている限り存続 (更新手続の規定なし)

#### <運用実態>

- タイ税関は、輸入された模倣品又は海賊版の監視・差止に関して**非常に積極的**
- 2017年改正関税法は、模倣品及び海賊版の**通過**及び**積替**に対する罰則を含み、**罰則も強化** (10年未満の禁固、及び/又は50万バーツ未満の罰金)
- タイ税関は、特許と意匠についての差止・留置については関与しない

### 3. 知財エンフォースメント 3つの手段の実績



Source: Department of Intellectual Property (Thailand)  
CIPITC (知的財産・国際取引中央裁判所)  
The Customs Department  
ジェトロ タイにおける知的財産の権利執行状況調査2017

### 3. 知財エンフォースメント 刑事摘発件数

経済警察（ECD：Economic Crime Suppression Division）による刑事摘発の件数

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019 (Jan-May)
商標権	5,054	5,960	6,553	5,012	4,888	3,936	1,220
著作権	4,359	3,592		1,504	1,844	1,930	884
特許権 (小特許・意匠権)	29	13		158	33	18	5
その他	268	359		-	-	-	-
合計	9,710	9,924	6,553	6,647	6,756	5,884	2,109

特別捜査局（DSI）※による刑事摘発の件数

Source: タイDIP提供資料

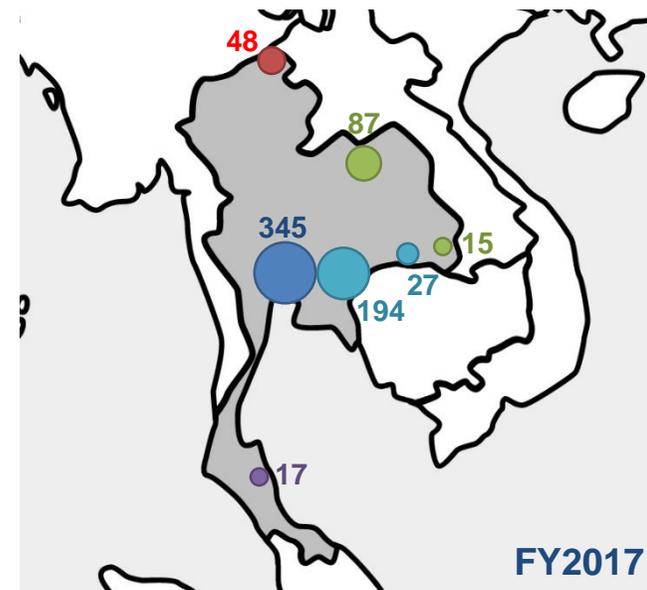
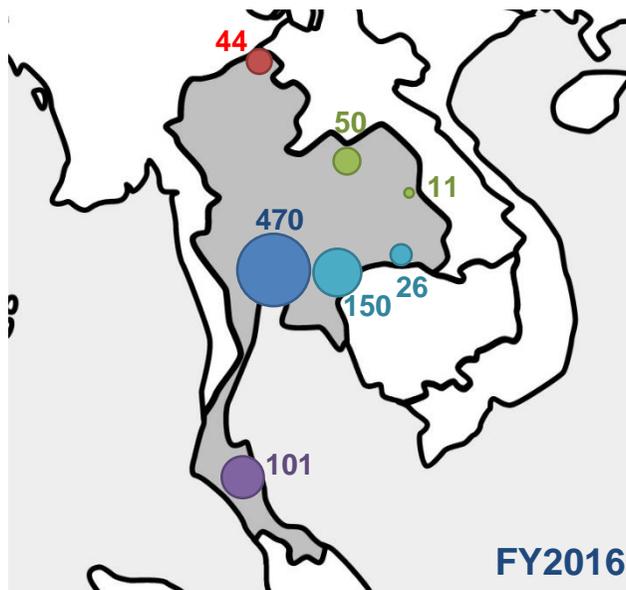
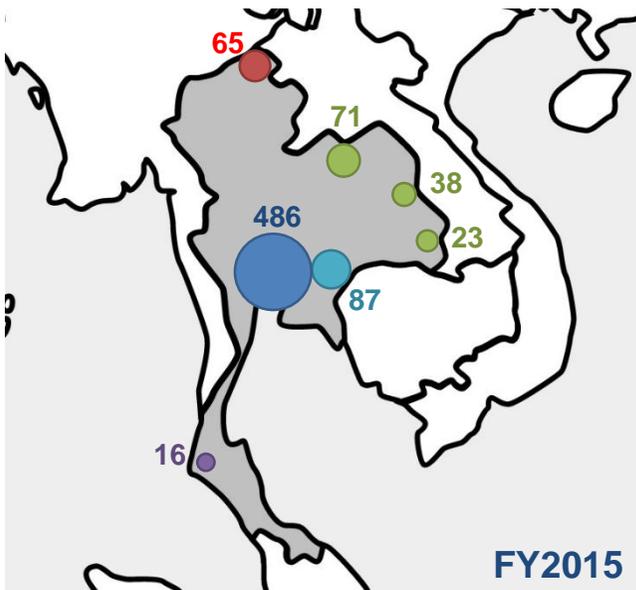
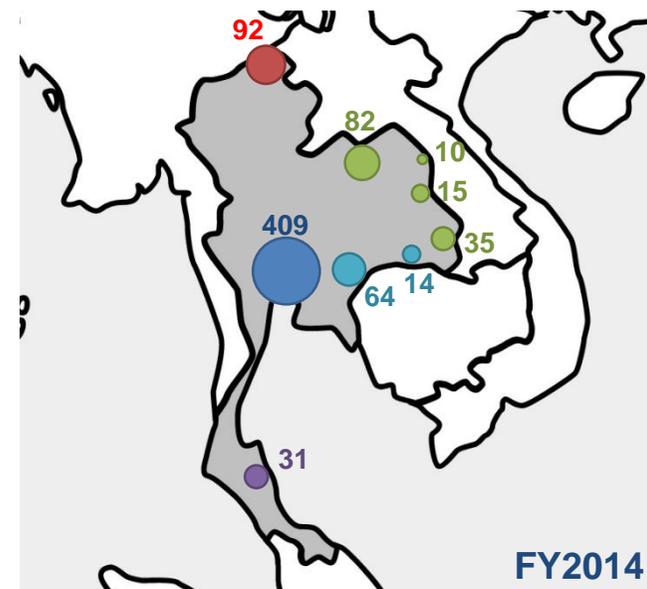
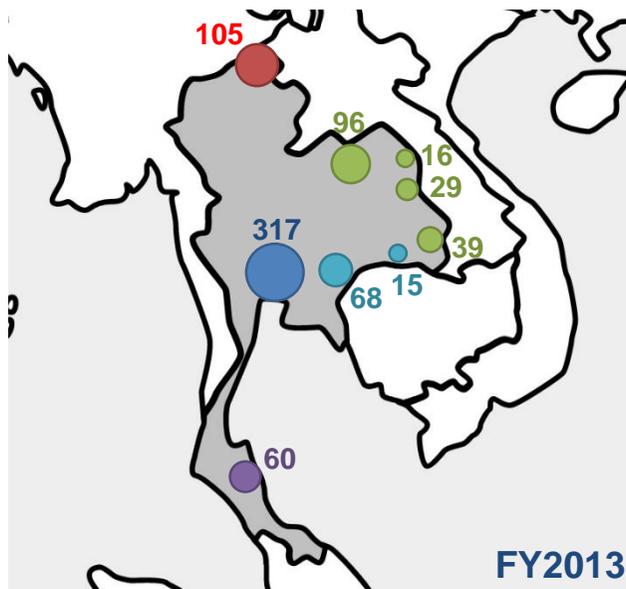
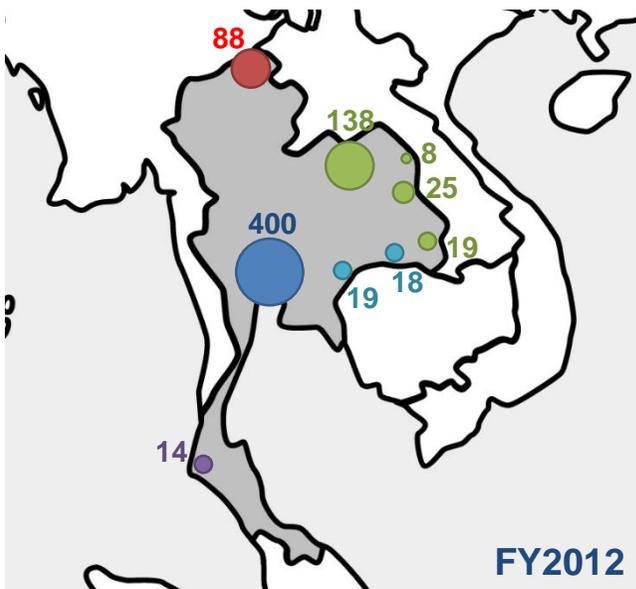
	2016	2017	2018	2019 (Jan-May)
商標権	23	20	25	1
著作権	0	0	0	0
特許権 (小特許・意匠権)	0	0	0	0
その他	-	-	-	-
合計	23	20	25	1

➤ 商標権・著作権に基づくエンフォースメントが大半。

※DSI(Department of Special Investigation)  
 ・法務省傘下の特別部隊  
 （米国における FBIに相当する機関）  
 ・複雑で特殊捜査が必要な場合、タイ経済にインパクト、国際関係に影響を及ぼす場合に事件を担当。

# 3. 知財エンフォースメント

# 税関取締件数（商標権侵害）



### 3. 知財エンフォースメント 税関取締件数

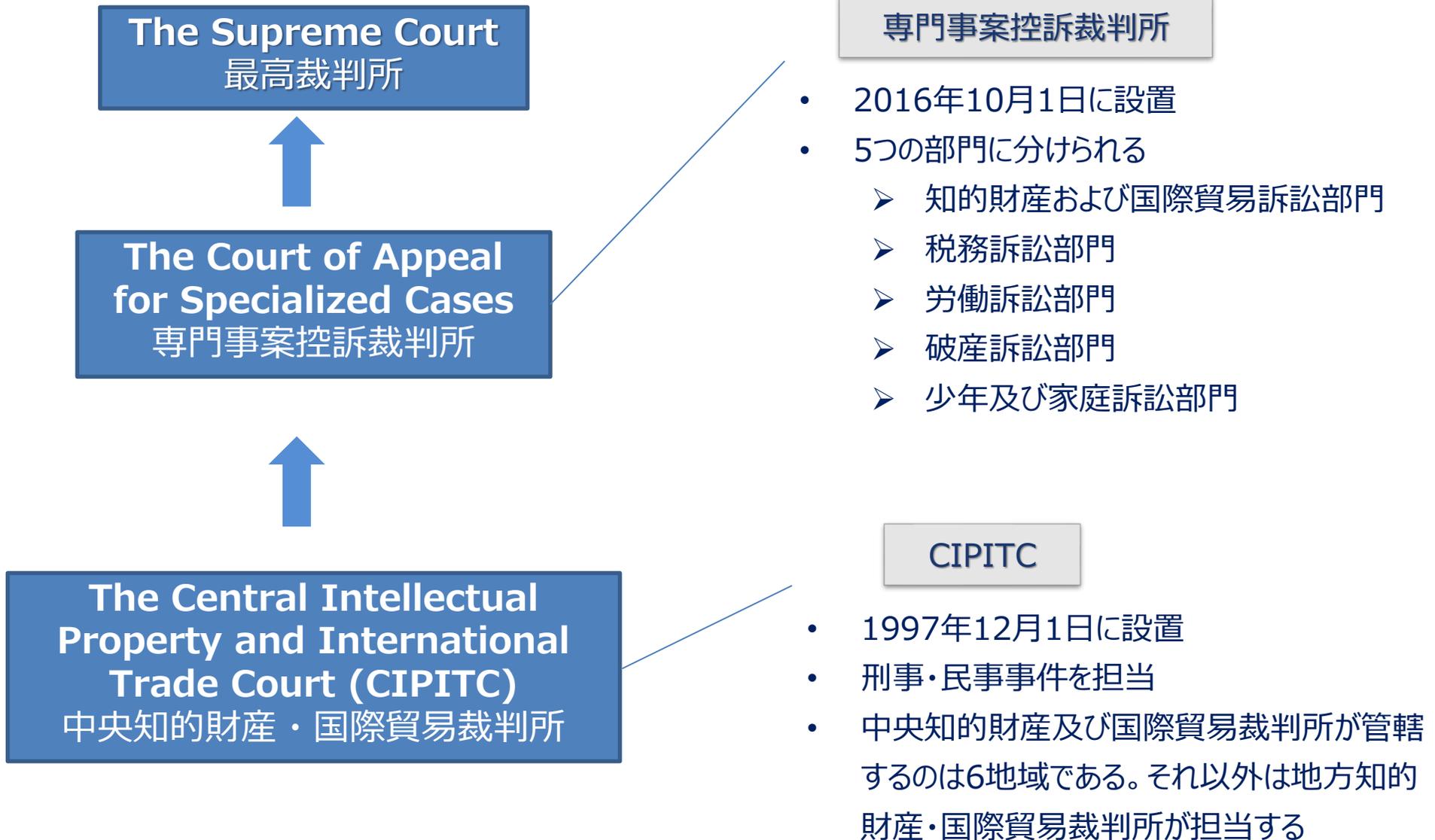
税関による摘発 商標権・著作権侵害製品 2018 Top 5

No	Product	Quantity (pcs)	Value (THB)
1	Cigarettes	9,098,041	19,277,035
2	Bed Sheet and Towel	132,575	35,989,144
3	Clothes	114,789	16,746,087
4	Motorcycle and Spare Parts	104,608	26,111,071
5	Cosmetics	101,057	3,025,684

税関による摘発 商標権・著作権侵害ブランド 2018 Top 5

No.	Trademark Name	Quantity (Pcs.)	Value (THB)
1	MARLBORO	9,000,000	18,847,069
2	BOSCH	72,700	8,724,000
3	Hello Kitty	63,531	14,328,082
4	ADIDAS	33,962	8,700,129
5	Mickey Mouse	22,590	5,230,635

Source: The Customs Department  
(Thailand)



### 3. 知財エンフォースメント 知財関連訴訟（権利種別事件数）

#### 知的財産権に関する訴訟件数（裁判所（CIPITC）による第1審）

刑事訴訟	2014	2015	2016	2017	2018
商標権	2716	3669	2807	2965	2531
著作権	872	869	831	648	673
特許権 ※小特許・意匠権含む	9	22	13	23	18
合計	3597	4560	3651	3636	3222
民事訴訟	2014	2015	2016	2017	2018
商標権	73	83	107	100	87
著作権	56	51	55	78	51
特許権	25	15	50	32	23
合計	154	149	212	210	161

Source: C I P I T C (知的財産・国際取引中央裁判所)

- 外国企業同士の裁判は少。被告がタイ企業の裁判が大半。
- 民事では長期化する傾向。刑事では即日判決も。

### 3. 知財エンフォースメント 知財関連訴訟（国籍別事件数）

刑事訴訟（原告/被告）	2014	2015	2016	2017	2018
タイ（原告は検察含む）	4960/5203	5277/4821	3730/4038	3698/3960	3289/3628
アメリカ	0/0	0/0	0/1	4/0	0/3
ヨーロッパ	0/2	0/3	0/1	0/3	0/2
<b>日本</b>	<b>2/1</b>	<b>0/0</b>	<b>0/7</b>	<b>0/0</b>	<b>0/0</b>
中国	1/6	0/17	0/17	0/10	2/23
韓国	1/1	0/1	0/2	0/0	0/0
民事訴訟（原告/被告）	2014	2015	2016	2017	2018
タイ	92/366	106/341	172/537	189/482	182/466
アメリカ	10/0	34/0	41/0	18/0	30/0
ヨーロッパ	4/10	10/0	4/2	5/0	8/0
<b>日本</b>	<b>1/0</b>	<b>7/1</b>	<b>12/8</b>	<b>6/3</b>	<b>3/0</b>
中国	2/3	1/3	1/0	7/6	4/2
韓国	0/0	2/8	0/0	0/0	2/0

➤ 民事訴訟での原告敗訴率は低い：【34%(2014),22%(2015),24%(2016),21%(2017),19%(2018)】

➤ 日系企業の敗訴率（2014-2018年）

原告時：商標1/19件、特許0/4件

被告時：商標0/5件、特許1/2件、意匠0/2件

※原告敗訴以外は原告勝訴、和解、取下等が含まれる

### 3. 知財エンフォースメント 知財関連訴訟（控訴審事件数）

刑事訴訟	2016	2017	2018	2019（9月末まで）
商標権	-	18	37	28
著作権	-	44	45	43
特許権 ※小特許・意匠権含む	-	4	5	3
合計	-	66	87	74
民事訴訟	2016	2017	2018	2019（9月末まで）
商標権	1	33	63	46
著作権	-	5	18	8
特許権	-	9	13	10
その他 （営業秘密、ライセンス契約等）	-	3	10	5
合計	1	50	104	69

Source: 専門事案控訴裁判所

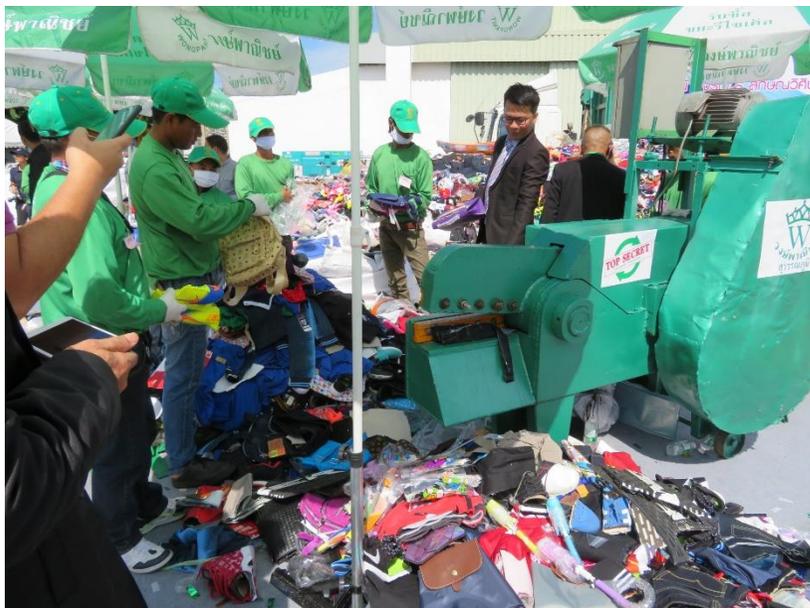
- 審理期間は短く、提訴後6か月以内に結審（平均5か月（2019年））
- 控訴判決に対する最高裁への上訴申立は10%しか認容されていない。

### 3. 知財エンフォースメント 破壊式

#### 知財侵害品 破壊式 (2019年9月12日)

ジュリン副首相兼商務大臣他タイ政府高官が出席

- ・約**5.5億THB**相当の知財侵害品**1,060万点**が破壊。
- ・1,060万点の知財侵害品のうち、  
982万点が税関、  
25万点がタイ国家警察、  
55万点が特別捜査局(DSI)により押収。

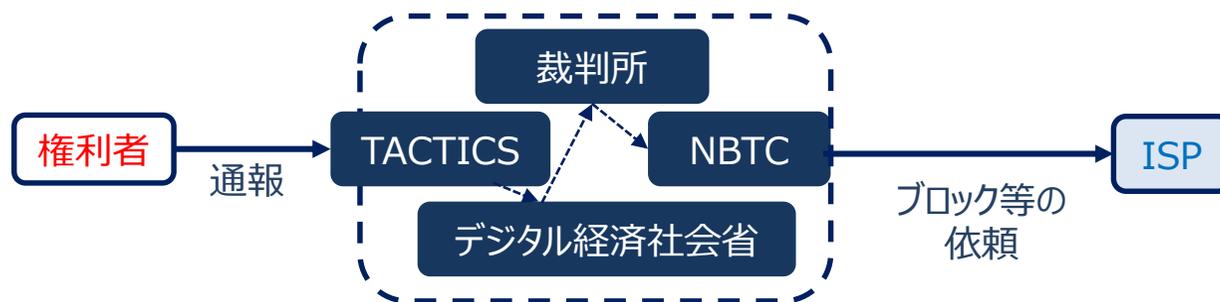


# モバイルからの1日のインターネット平均利用時間 (タイ)

### 3. 知財エンフォースメント オンライン上のエンフォースメント

- 2018年における取締件数は、268件、60,441品を押収
- 改正コンピュータ犯罪法に基づくサイトブロック件数（2018年）は、978サイト（URL数）
- 2018年6月にタイ王立警察にインターネット犯罪を取り締まる専門組織（TACTICS）を設置。
- 2018年12月にタイ警察TACTICSとタイ国立放送電信委員会（NBTC）とが共同でオンライン上の知財侵害の申告窓口となる“COPTICS”を設置。
  - TACTICSは、**改正コンピュータ犯罪法**に基づくサイトブロッキング手続を補完する行政機関
  - 2019年1月17日までに、1080サイトの申告を受け付け、そのうち89サイトがブロックされた。（991サイトは外国サーバであり、NBTCは外国大使館に協力要請レター発出）

#### Thailand's **A**ction **T**askforce for **I**nformation **T**echnology **C**rime **S**uppression (**TACTICS**)

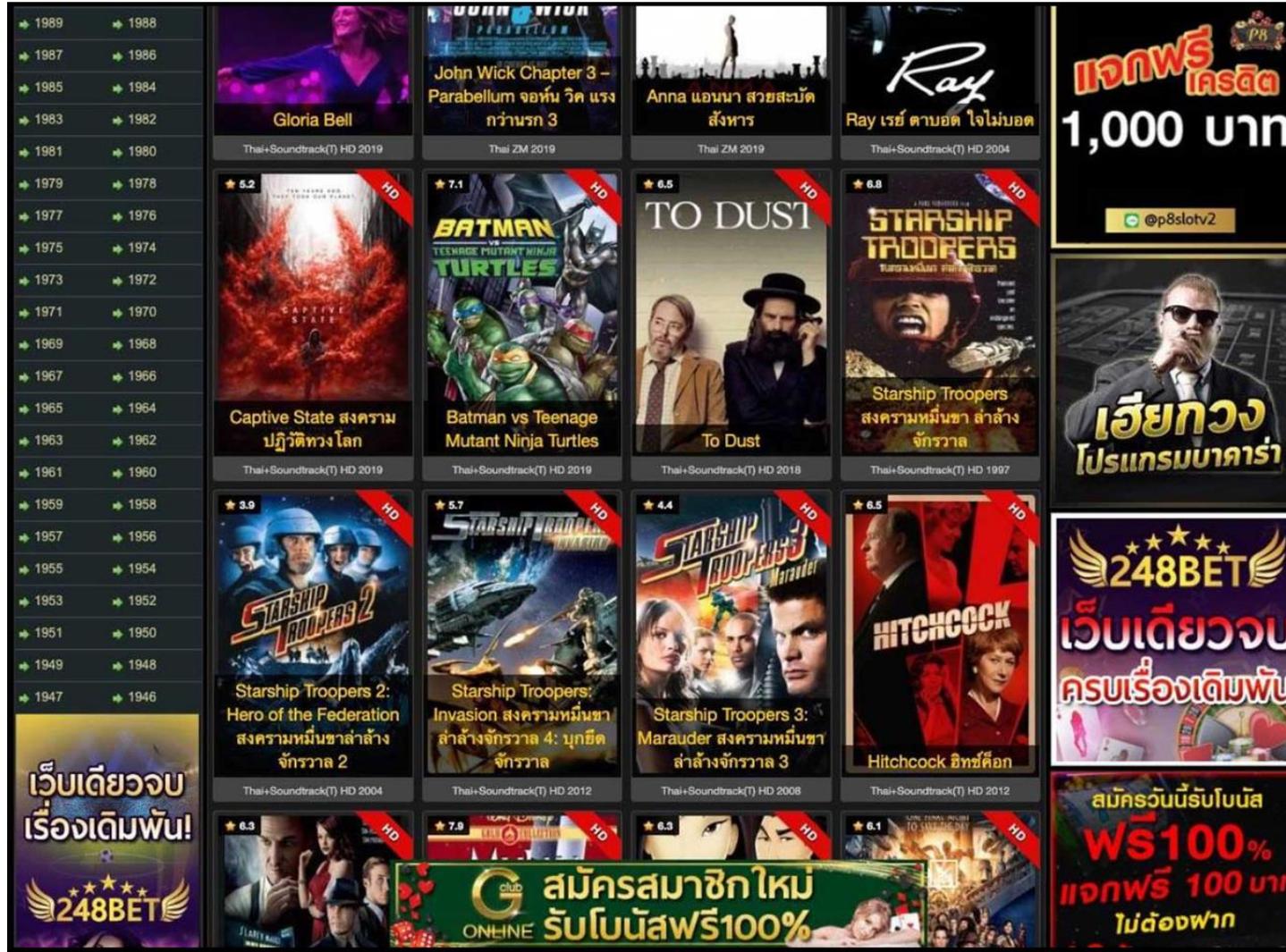


- 2019年、タイ知財局取締部に「インターネット上の知財権侵害取締ユニット」が設立。ISP、権利者、ECサイト等との協力により取締強化を目指す。

# 3. 知財エンフォースメント 海賊版サイト運営者の逮捕

11月8日、DSIは3000以上の海賊版映画を配信していたサイト運営者を逮捕。

movie2free.com



### 3. 知財エンフォースメント 米国スペシャル301条における評価

- ・副首相ヘッドの省庁横断的な「知的財産侵害対策委員会」の設置（2016年9月）
- ・コンピュータ犯罪法を改正し、オンライン上の知財権侵害への執行措置を導入（2017年5月）
- ・著名なマーケットを中心に大規模な模倣品取締を実施（2017年6月～）



Source : タイDIPホームページ

#### 米国政府がタイ政府の取組を評価

- 2006年以来11年連続で指定されていたスペシャル301条「優先監視国」から「**監視国**」へ



Home / About Us / Policy Offices / Press Office / Press Releases / 2017 / December

#### USTR Lighthizer Announces Results of Special 301 Out-of-Cycle Review of Thailand

Washington, D.C. – U.S. Trade Representative Robert Lighthizer today announced the conclusion and results of the Special 301 Out-of-Cycle Review (OCR) of Thailand, including moving Thailand from the Priority Watch List to the Watch List.

“A key objective of the Trump Administration’s trade policy is ensuring that U.S. owners of intellectual property (IP) have a full and fair opportunity to use and profit from their IP around the globe,” said Ambassador Lighthizer. “The key to promoting innovation is protecting intellectual property. We welcome the corrective actions that Thailand has taken and look forward to continuing to work with Thailand to resolve our remaining IP concerns.”

Source : USTRホームページ(2017年12月14日発表)

- 「悪名高きマーケット（Notorious Market）リスト」からタイのマーケットが減少

パンチッププラザ等 6 市場（2013-2015） → パッポンのみ **1 市場**（2018）

# ありがとうございました

ジェトロ・バンコク事務所  
知的財産部

TEL : +66-2253-6441 ext. 140

Email : [bgk\\_ip@jetro.go.jp](mailto:bgk_ip@jetro.go.jp)

メールマガジン「東南アジア知財ニュース」  
「東南アジア知財ネットワーク」については、

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/ip/> へ

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。  
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。